

第2章

教育を巡る国の動向と 社会環境の変化

1. 国の動向

(1) 第3期教育振興基本計画の策定

国においては、平成30年6月に第3期教育振興基本計画を策定し、第2期計画における「自立・協働・創造」の3つの理念を引き継ぎつつ、2030年以降の社会の変化を見据え「可能性」と「チャンス」の最大化に向けた視点と、教育施策を推進するための基盤に着目し、以下の5つの基本方針を示しています。

- ①夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
- ②社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
- ③生涯学び、活躍できる環境を整える
- ④誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
- ⑤教育政策推進のための基盤を整備する

(2) 新学習指導要領の全面实施

中央教育審議会での議論を踏まえ、平成29年3月には幼稚園・小学校・中学校の学習指導要領が、また、平成30年3月には高等学校の学習指導要領が改訂されました。新学習指導要領は幼稚園では平成30年度から、小学校・中学校・高等学校では令和2年度以降段階的に全面实施されます。今回の改訂では、育むべき子どもたちの資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視するとともに、育成を目指す資質・能力を身に付けられるようにするため、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進することが求められています。また、学校全体として「カリキュラム・マネジメント」を進めることにより教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図ることとされています。

(3) 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の制定

不登校児童生徒に対する教育機会の確保や夜間等において授業を行う学校における就学機会の提供など、義務教育に相当する段階での教育機会の確保等を総合的に推進するため、平成28年12月に、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律が制定されました。地方公共団体は、法律に定める基本理念を踏まえ、当該地域の状況に応じた教育機会の確保に向けた施策を策定し実施することとされています。

(4) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正

近年、教員の勤務が長時間化していることから、学校における働き方改革を推進し、持続可能な学校教育と子どもたちへの効果的な教育活動を行うことができるよう、令和元年12月に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法が改正されました。国が教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針を策定・公表することや、地方公共団体の判断により教育職員の一年単位の変形労働時間制を活用することが定められました。

(5) 地域と学校の協働体制の構築に向けた法改正

「社会に開かれた教育課程」の実現のためには、地域と学校が効果的、継続的に連携していく必要があり、平成 29 年 3 月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、保護者や地域住民が学校運営に参画する仕組みである学校運営協議会の設置が努力義務となりました。同時に、社会教育法が改正され、幅広い地域住民や保護者等の参画により地域全体で子どもたちの成長を支え、学校運営協議会と地域学校協働活動を一体的に推進していくことが求められています。

(6) 地域における社会教育の在り方

中央教育審議会は、平成 30 年 12 月に「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」を答申し、人口減少やコミュニティの衰退を受けて、住民参画による地域づくりがこれまで以上に求められる中、『社会教育』を基盤とした人づくり・つながりづくり・地域づくりが一層重要であると指摘しました。また、新たな社会教育の方向性として「開かれ、つながる社会教育」が提示され、学びの場への地域住民の主体的な参画、多様な主体の一層の連携・協働、地域の学びと活動を活性化する専門性ある人材の活躍促進が重要とされています。

(7) G I G Aスクール構想の加速

国において進められていた教育の I C T 化に向けた環境整備については、令和元年 12 月に G I G Aスクール構想が打ち出され、児童生徒向けの 1 人 1 台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するための補正予算措置が講じられました。また、令和 2 年 4 月には、災害や感染症の発生等による学校の臨時休業時においても子どもたちの学びを保障できる環境を早急に実現するため、1 人 1 台端末の早期実現や家庭の通信環境の整備などの補正予算措置が講じられました。これまでの教育実践と I C T を組み合わせることにより、教師と児童生徒の力を最大限に引き出すための取組が一段と加速しています。

2. 社会環境の変化

(1) SDGsの推進

SDGs (Sustainable Development Goals) は、平成 27 年 (2015 年) の国連サミットで採択された令和 12 年 (2030 年) までの持続可能な開発目標です。「誰一人取り残さない」を理念に、持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するため 17 の目標が掲げられています。教育は目標 4 「質の高い教育をみんなに」に位置付けられ、「教育が全てのSDGsの基礎であり、全てのSDGsが教育に期待している」とも言われています。SDGsの実現に向け、学校教育や社会教育など、それぞれの分野で17の目標を意識した取組を進めていくことが求められています。

(2) グローバル化の進展

世界では、人、物、情報が国境を越えて行き交うグローバル化が急速に進み、また、情報通信技術の進展により、物理的な距離や時間的な隔たりを越えて、言語や文化的な背景、価値観が異なる人々と交流する機会が大きく増加しています。外国語でのコミュニケーションスキルや、多様な文化・価値観を理解し、尊重する姿勢を身に付けるとともに、グローバルな視点で主体的に諸課題に対応していく必要性が高まっています。

(3) 新型コロナウイルス感染症を踏まえた生活・行動様式の変化や新しい働き方・学び方の取組

新型コロナウイルス感染症の流行により、テレワーク、遠隔学習など、非対面型のコミュニケーションが進んでいます。この動きは、今後も一層進展していくと考えられますが、対面での交流機会が減少する中でも、多様な他者とともに問題の発見や解決に取り組む力がより大切になります。対面か非対面かの二者択一ではなく、両者の良さを適切に取り入れながら、教育施策を展開していく必要があります。

(4) 急速に進む技術革新

人工知能 (AI) やビッグデータの活用、IoT (Internet of Things) など技術革新は急速に進んでおり、今後、こうした技術の一層の進展が社会や生活を大きく変えていく超スマート社会の到来が予想されています。これらを背景として、産業構造も大きく変化し、労働人口の相当規模がAIやロボット等に代替される可能性が指摘されるとともに、これまでになかった仕事が新たに生まれることも予想されています。こうした中では、新たな技術を使いこなすだけでなく変化に柔軟に対応するための資質・能力の育成が求められます。

(5) 情報化の進展

スマートフォン等の所持率は年々増加しており、大量の情報に容易にアクセスすることが可能となっています。こうした中では、自らに必要な情報や信頼できる情報を選択し、活用できる力が必要となります。また、SNS (ソーシャルネットワーキングサービス) などを通じて、個人が情報を発信することも容易になっており、犯罪やトラブルに巻き込まれる事例も増加していることから、社会全体で情報モラルの向上に取り組んでいく必要があります。

(6) 人生 100 年時代の到来

我が国の人口が減少する一方で平均寿命は延伸を続けています。これまでにない長寿社会を迎えるにあたって、一人ひとりがその可能性を最大限に引き出し、ライフステージに応じて豊かな人生を送ることができるよう、誰もがいつでも学び続けることができる環境が求められています。